

平成29年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第85号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

○ 内 容

（1）議員報酬の額の改定

- ・ 議長 90万6,400円 → 90万7,600円
- ・ 副議長 78万4,200円 → 78万5,200円
- ・ 委員長 65万3,000円 → 65万3,800円
- ・ 副委員長 62万5,900円 → 62万6,700円
- ・ 議員 61万3,900円 → 61万4,700円

（2）平成29年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.80月 → 1.90月

※この引上げに伴い、平成29年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3.75月 → 3.85月（0.10月）

（3）平成30年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.75月 (0.05)	1.85月 (0.05)	0.25月 (0)	3.85月 (0.10)

（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）

- 施行期日 公布の日。ただし、（3）については、平成30年4月1日

- 適用期日 （1）については、平成29年4月1日

議案第86号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 125万4,900円 → 125万6,500円
- ・ 副区長 100万9,500円 → 101万800円

(2) 平成29年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.80月 → 1.90月

※この引上げに伴い、平成29年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・ 3.75月 → 3.85月(0.10月)

(3) 平成30年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.75月 (0.05)	1.85月 (0.05)	0.25月 (0)	3.85月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成30年4月1日
- 適用期日 (1)については、平成29年4月1日

議案第87号

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

- 内 容 給料の額の改定
 - ・ 93万7,400円 → 93万8,600円
- 施行期日 公布の日
- 適用期日 平成29年4月1日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

議案第88号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するものです。

- 内 容

(1) 給料月額の変定

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 + 0.14%

(2) 平成29年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成29年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月（再任用職員については0.05月）引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.20月 (0.10)	2.30月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.00月 (0.10)	1.90月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.575月 (0.05)	1.10月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.475月 (0.05)	0.90月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成29年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.40月 → 4.50月
管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再任用職員 2.30月 → 2.35月
(0.05月)

(3) 平成30年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.15月 (0.05)	1.15月 (0.05)	2.30月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.95月 (0.05)	0.95月 (0.05)	1.90月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.55月 (0.025)	0.55月 (0.025)	1.10月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.45月 (0.025)	0.45月 (0.025)	0.90月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.40月 → 4.50月
管理職員以外の職員 } (0.10月)

・再任用職員 2.30月 → 2.35月
(0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成30年4月1日

○ 適用期日 (1)については、平成29年4月1日

議案第89号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定

・平均改定率 +0.13%

(2) 平成29年度の勤勉手当の支給月数の改定

・平成29年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月(再任用職員については0.05月)引き上げます。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.20月 (0.10)	2.30月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.00月 (0.10)	1.90月 (0.10)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.575月 (0.05)	1.10月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.475月 (0.05)	0.90月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成29年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

・管 理 職 員 } 4.40月 → 4.50月
管理職員以外の職員 } (0.10月)

・再任用職員 2.30月 → 2.35月
(0.05月)

(3) 平成30年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.15月 (0.05)	1.15月 (0.05)	2.30月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.95月 (0.05)	0.95月 (0.05)	1.90月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.55月 (0.025)	0.55月 (0.025)	1.10月 (0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.45月 (0.025)	0.45月 (0.025)	0.90月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4.40月 → 4.50月
- 管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再 任 用 職 員 2.30月 → 2.35月
(0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成30年4月1日

○ 適用期日 (1)については、平成29年4月1日

議案第90号

平成29年度港区一般会計補正予算(第4号)

議案第91号

平成29年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)